

企業主導型保育事業における専門的労務監査の状況について (令和6年度結果)

目的

- 労務監査は、職員の「労務環境」や「処遇改善」に関して重点的に確認することにより、保育施設で働く職員の働きやすい職場環境の醸成を促し、当該施設の「保育の質」の向上を図ることを目的として実施する。

実施状況

- ## ○専門的労務監査の実施施設（実施施設500施設）

令和6年8月から開始、22都道府県

(北海道、宮城県、福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、徳島県、福岡県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県)

○対象施設

上記22都道府県に所在する施設のうち、過去の立入調査で労務関連の指摘を受けた施設、処遇改善等加算を申請している施設から500施設を選定し、全施設への監査を完了した。

- ・実施数：訪問実施500施設

年度	実施施設数	文書指導施設数	口頭指導施設数
令和6年度	500施設	376施設 (75.2%)	496施設 (99.2%)
令和5年度	500施設	391施設 (78.2%)	491施設 (98.2%)

※文書指導あり376件、口頭指導のみ123件、指導なし1件、計500件

※指摘があった全ての施設において、改善報告書を提出済

令和6年度主な文書指摘事項（上位10件）

具体的な指摘事項	R6年度件数 (割合)	【参考】 R5年度件数 (割合)
・割増賃金について不適切な運用がされている。	139 (27.8%)	127 (25.4%)
・給与規程等根拠規定に基づき支給されていない。または一致していない。	138 (27.6%)	144 (28.8%)
・職務手当等の手当の一部を処遇改善等加算とする場合の内訳が不明確である。	73 (14.6%)	68 (13.6%)
・給与規程の支給項目と実際の支給項目（手当）が一致していない。または手当名称と実態が一致していない。	55 (11.0%)	138 (27.6%)
・法定労働時間を超過している労働者または休日に労働している労働者がいるが適切な割増賃金が支払われていない。	53 (10.6%)	65 (13.0%)
・処遇改善等加算を一時金で支払った際の賞与支払い届の提出および社会保険料控除がなされていない。	36 (7.2%)	37 (7.4%)
・処遇改善等加算、処遇改善加算の支給について労働者が認知していない。	35 (7.0%)	58 (11.6%)
・計画年休、時季指定による年次有給休暇が年5日以上の取得ができていない。	34 (6.8%)	36 (7.2%)
・厚生年金・健康保険の被保険者について、標準報酬月額の算定、月額変更の届出が適正に行われていない。	30 (6.0%)	33 (6.6%)
・処遇改善等加算Ⅱの支給対象者としての辞令がでていない。	28 (5.6%)	29 (5.8%)